



## 在宅医療で調剤できる注射剤



Q

在宅医療で使用される方に、処方箋で調剤できる注射剤にはどんなものがありますか？

A

在宅医療で処方箋にて調剤可能な注射剤は、以下のような省令、通知で示されております。

『「保険医が投薬することができる注射薬・・・」(中医協 総-3 25.8.21)のP3「◎療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等(平成18年厚生労働省告示第107号)』第十.一 厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬』の記載があります。

また、『使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改訂等について(保医発0523第2号令和5年5月23日)の新旧対照表、別添1 第2章特掲診療科 第2部在宅医療 第3節 薬剤料 C200 薬剤(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。【厚生労働大臣の定める注射薬】』と記載されています。



### <参考資料>

○保険医が投薬することができる注射薬(処方せんを交付することができる注射薬)及び在宅自己注射指導管理料の対象薬剤の追加について(中医協 総-3 25.8.21)

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000016152.pdf>

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について(保医発0523第2号令和5年5月23日) 厚生労働省保険局医療課長  
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230524S0040.pdf>